

## 農業委員会第23回総会議事録

1. 日 時 令和7年5月14日(水) 午前10時00分～午前11時15分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室

3. 出席委員(16人)

会長 鈴木 秀

1番 前田 和幸	2番 間崎 孝至	3番 桐生 五郎
4番 渥美 利男	5番 打田 光橋	6番 浦川 広巳
7番 山中 進	8番 阪田 泰久	9番 市川 正之
10番 舘 宣一	12番 平子 伸	13番 稲田 利幹
15番 豊田 栄美子	16番 大野 久美子	17番 小林 登志樹

4. 欠席委員(3人)

会長職務代理者 森田 昭則 14番 上田 みね子

19番 鈴木 啓之

5. 事務局

農業委員会事務局 中西次長、坂総務GL、吉村農地GL、今村、森

6. 議事

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権)

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(貸借権)

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(所有権)

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(貸借権)

第6号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について

第 7 号議案 農用地利用集積等促進計画について

報告事項第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（貸借権）

報告事項第 7 号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）

報告事項第 8 号 非農地証明願いについて

報告事項第 9 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第 2 農地移動適正化あっせん基準について

第 3 農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインの変更に  
ついて

## 7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 23 回総会を開会いたします。開会にあたりまして、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。引き続き、総会の議事進行よろしくお願いたします。

議長（会長）

お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第 23 回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第 15 番豊田栄美子委員、議席番号第 16 番大野久美子委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第 1 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書 1 ページ、及び別表の農地法第 3 条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

まず、1 の 22 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 314 m<sup>2</sup>です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。

続きまして、1 の 23 番は国府地区、申請地は平野町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 413 m<sup>2</sup>です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、1 の 27 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 78 m<sup>2</sup>です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、1 の 28 番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 197 m<sup>2</sup>です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、1 の 30 番は国府地区、申請地は八野町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は 1,134 m<sup>2</sup>です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、5 の 29 番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 228 m<sup>2</sup>です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、7 の 21 番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 211 m<sup>2</sup>です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、9 の 26 番は河曲地区、申請地は木田町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 129 m<sup>2</sup>です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、10の40番は一ノ宮地区、申請地は高岡町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は946㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、12の25番は玉垣地区、申請地は西玉垣町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は506㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において、遠方からの通作については近隣に住む親戚の協力のもとで営農できることを含め特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、13の19番は若松地区、申請地は岸岡町及び南若松町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,932㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、15の15番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は363㎡です。取得後は水稻及び野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、19の20番は久間田地区、申請地は下大久保町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は877㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、高齢者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、19の35番は久間田地区、申請地は岸田町地内、登記地目・現況地目ともに畑、面積は376㎡です。取得後は、野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、22の18番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,650㎡です。取得後は、米及び麦を栽培するとの申請です。

続きまして、22の32番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は545㎡です。取得後は、茶及び果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、22の33番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は3,032㎡です。取得後は、茶及び果樹を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は17件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

浦川委員

氏名の下に持分2分の1と表示のあるものがありますがどういうことですか。持分2分の1を譲渡するということですか。

事務局

持分2分の1を譲渡するという事です。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第1号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書4ページ、及び別表の「農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況」をご覧ください。

8の4番は飯野地区、申請地は安塚町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は844㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

続きまして、12の3番は玉垣地区、申請地は北玉垣町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,245㎡です。取得後は水稻を栽培するとの申請です。

以上、申請件数は2件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書5ページ、及び位置図の6ページ目をご覧ください。

1の5番ですが、国府地区、申請地は国府町地内、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は234㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は、申請地に隣接する寺の住職の親族であり、法要を行う際の駐車場の慢性的な不足により、昭和48年から、当該地を造成して駐車場として利用していた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、申請件数は1件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

小林委員

土地にかかる税は遡って課税されるのですか。

事務局

税は現況課税ですので、すでに課税されていると思われれます。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第3号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書6ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き7ページ目をご覧ください。

まず、1の21番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は124㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

続きまして、1の26番は国府地区、申請地は住吉町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は991㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、449.42㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、5の22番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は461㎡です。申請内容は、当該地を農家住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

続きまして、5の24番は石薬師地区、申請地は石薬師町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は769㎡です。申請内容は、当該地を診療所併用住宅用地とするものです。申請者は、申請地に隣接する診療所を営んでおり、現在の診療所が手狭になってきたため、増築するものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

続きまして、7の9番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は907㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は、申請地の斜め向かいの土地で診療所を営んでおり、患者や利用者数の増加、またこれ

に伴う職員の増員により駐車場が不足したため敷地を拡大するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、7の19番は稲生地区、申請地は野村町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,965㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。申請者は、申請地の近隣に資材置場を所有しており、主に建築資材である砂、ダンプ、重機などを保管しております。事業規模の拡大に伴い、保管する資材の量が増加したため敷地を拡大するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、5月9日に現地確認を実施しています。

続きまして、9の27番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目・畑、現況地目・田が1筆、登記地目・畑、現況地目・山林が1筆、合計面積は4,753㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、2,606.40㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは3,000㎡を超える太陽光案件の為、5月9日に現地確認を実施しています。

続きまして、12の13番は玉垣地区、申請地は土師町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は678㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は、申請地と同じ地区内で事業をしておりますが、販路拡大及び従業員の増員によって駐車場が不足しているため、今回新たに転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、12の30番は玉垣地区、申請地は肥田町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は759㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、413.40㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、13の28番は若松地区、申請地は若松北一丁目地内、登記地目・田、現況地目・雑種地、面積は655㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は、申請地と同じ地区内で飲食店関連事業を経営しております。今回、事業拡大にあたり、肉の梱包等をする作業所として一体利用地である隣接地上にある建物を譲り受けることになり、その作業所で勤務する従業員駐車場及び小型トラックの転回場所として新たに転用するものです。なお、所有者は昭和55年から、当該地を造成して宅地として利用していた旨の始末書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の10番は栄地区、申請地は磯山町地内、登記地目・現況地目とも畑が1筆、登記地目・現況地目とも田が3筆、合計面積は1,141㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.38㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の11番は栄地区、申請地は磯山町地内、登記地目・現況地目とも田、合計面積は1,098㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.38㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の14番は栄地区、申請地は中瀬古町地内、登記地目・畑、現況地目・雑種地、合計面積は661㎡です。申請内容は、当該地を資材置場用地とするものです。申請者は、申請地と同じ地区内に営業所があり、鈴鹿市及び津市において太陽光発電所に係る造成工事等を行っておりますが、受注が増加したため当該営業所周辺に資材置き場が必要となったことから、今回新たに転用するものです。なお、所有者は令和6年10月に農地法の許可を得る必要があると知らずに当該地を造成して駐車場として利用していた旨の始末書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の15番は栄地区、申請地は磯山二丁目地内、登記地目・現況地目とも田が1筆、登記地目・現況地目とも畑が3筆、合計面積は966㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、407㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の16番は栄地区、申請地は磯山町地内、登記地目・現況地目とも田が2筆、登記地目・現況地目とも畑が1筆、合計面積は898㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、396.86㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の20番は栄地区、申請地は中瀬古町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は846㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、407㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の25番は栄地区、申請地は磯山町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は893㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、396㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の31番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも田が4筆、登記地目・現況地目とも畑が5筆、合計面積は1,144.61㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、457.91㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の32番は栄地区、申請地は秋永町地内、登記地目・現況地目とも田が1筆、登記地目・現況地目とも畑が3筆、合計面積は924㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、336.32㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の33番は栄地区、申請地は秋永町地内、登記地目・現況地目とも畑が2筆、登記地目・現況地目とも田が1筆、合計面積は882㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、335.80㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の34番は栄地区、申請地は五祝町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は991㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。

パネル設置面積は、427.38 m<sup>2</sup>です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の35番は栄地区、申請地は秋永町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は797 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、335.80 m<sup>2</sup>です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、22の17番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,983 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、447.74 m<sup>2</sup>です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、22の18番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は1,576 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、447.74 m<sup>2</sup>です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、22の36番は鈴峰地区、申請地は小岐須町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は821 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、335.79 m<sup>2</sup>です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は25件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第4号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。議案書15ページ、及び別紙位置図の32ページ目をご覧ください。

1の2番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は275 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

続きまして、9の1番は河曲地区、申請地は国分町地内、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は363 m<sup>2</sup>です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。借人は隣地で自動車整備業を営んでおりますが、車両の置き場が不足していたため、平成26年より、駐車場として利用していた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、9の7番は河曲地区、申請地は木田町地内、登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は112㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。申請者は、申請地の隣接する寺を運営しておりますが、境内内に車両を乗り入れる構造になっておらず、新たな駐車場が必要になったため、平成元年から、当該地を造成して利用していた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、申請件数は3件、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第5号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第6号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について説明いたします。

議案書16ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き35ページ目をご覧ください。

7の3番は、太陽光パネル設置用地として令和6年6月18日付け第506-9-54号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。変更理由としては、申請地西側に新築2階建ての建物が建築されたことによる影の影響を避けるため、パネル設置枚数を変更するものです。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第6号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第6号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、第7号議案 農用地利用集積等促進計画についてでございます。別冊の農用地利用集積等促進計画（案）の23ページ142番は、〇〇委員に関連する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により〇〇委員の

退席を求めます。

(〇〇委員 退席)

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第7号議案 農用地利用集積等促進計画について、A4横別冊の農用地利用集積等促進計画案により説明します。

計画書23ページをお開きください。142番は、栄地区で賃貸借です。ただし、ほ場整備事業完了までは0円です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。書類審査及び地区委員会の審査の結果、計画書の内容について特に問題のないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、この議案は全員賛成で承認といたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

(〇〇委員 着席)

引き続き、残りの第7号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

計画書1ページ目をお開きください。

最初は加佐登地区です。1番は、使用賃貸借です。2番は、10a当たり20,000円の賃貸借です。

2ページから3ページは石薬師地区です。3番から16番は、使用賃貸借または10a当たり10,000円の賃貸借です。なお、9番は欠番です。

4ページから5ページは白子地区です。17番から29番は、使用賃貸借または10a当たり3,300円と15kgの賃貸借です。

6ページから16ページは稲生地区です。30番から117番は、使用賃貸借または10a当たり3,300円と20kgから22kgの賃貸借です。

17ページは河曲地区です。118番から123番は、使用賃貸借または10a当たり25kgの賃貸借です。

18ページは一ノ宮地区です。124番は、使用賃貸借です。125番は、10a当たり25kgの賃貸借です。

19ページは箕田地区です。126番は、10a当たり9,000円の賃貸借です。

20 ページは玉垣地区です。127 番から 131 番は、1 筆 2,950 円と 20kg から 120kg の賃貸借です。

21 ページは若松地区です。132 番は、1 筆 3,835 円の賃貸借です。133 番は、1 筆 17,700 円の賃貸借です。

22 ページから 23 ページは栄地区です。134 番から 149 番は、10a 当たり 3,000 円または 1 筆当たり 6,024 円の賃貸借です。また、一部は圃場整備事業完了までは 0 円の賃貸借です。

24 ページは久間田地区です。150 番から 155 番は、使用貸借です。

25 ページから 28 ページは椿地区です。156 番から 190 番は、使用貸借または 10a 当たり 5,000 円から 10,000 円の賃貸借です。

29 ページは深伊沢地区です。191 番と 192 番は使用貸借です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 7 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

浦川委員

18 ページ〇〇-〇〇〇番は、賃借料がありますが使用貸借となっています。

事務局

賃貸借です。賃貸借への修正をお願いします。

浦川委員

23 ページですが、面積が同じとなっている土地が続けてありますが。

事務局

元の資料を確認しましたが、このとおりとなっています。過去に圃場整備が行われた農地と思われます。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第 7 号議案は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 9 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 9 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第 2 農地移動適正化あっせん基準について、事務局より説明いたします。

事務局

3月の総会でご説明しましたとおり、平成23年に制定しましたあっせん基準、資料1-2を廃止し、国の定めたあっせん事業実施要領、資料1-3に基づき、新たなあっせん基準、資料1-1を作成しました。

資料1-1 2ページ一行目(1)農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位は、農業を営む者を第一順位とし、認定農業者または認定就農者に優先してあっせんするものとする。

また、2ページ下から3行目(1)地域計画の区域内の農用地等に基盤強化法第19条第3項に規定する農業を担う者が位置付けられている場合には、その農業を担う者にあっせんするとされていますので、あっせん譲受け候補者名簿は地域計画の担い手一覧により作成する予定です。

また、制度運用の詳細につきましては、6月5日木曜日の農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会で説明する予定です。

まず、本日、あっせん基準案にご承認いただきましたら、三重県知事の承認を受けるための申請を行い、早急に新たなあっせん基準により制度運用を開始したいと考えておりますので、ご審議をお願いいたします。説明は以上です。

議長(会長)

ただ今、事務局から説明がありました議事第2につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長(会長)

別段無いようでございますので、議事第2は、全員賛成で承認といたします。

続きまして、議事第3 農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインの変更について、事務局より説明いたします。

事務局

資料2をご覧ください。農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインは昨年8月1日から施行されております。ガイドラインを運用していく中で、追記すべき箇所がありましたので、赤字で示させていただきました。

1番、適正な被害防除対策に水利の維持を追加しました。

3番、定期的な除草などを追加しました。

4番、事業者は、同発電設備に関する問い合わせ先がわかるよう、フェンス外周に連絡先が記載された標識を掲示するものとする。また、所有者や事業者の変更があった際には、随時反映した標識に変更するものとするを追加しました。

7番、太陽光パネルの設置に伴い、周辺農地等に被害が発生した場合は、農地転用完了後であっても、事業者の責任において対応を行うことを追加しました。

8番、このガイドラインの内容については、所有者や事業者の変更があった場合であっても、事業を継承したものに引き継ぐこととするを追加しました。

ガイドラインの変更につきましては、6月5日に開催されます農業委員・農地最適化推進委員合同研修会で再度ご審議いただく予定です。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました。議事第3につきまして、ご意見ご質問は、ございませんか。

渥美委員

この内容は地区委員会でも言われていました。ガイドラインを地区委員会でも使用できますか。

事務局

市ウェブサイトに掲載し、公表しますので使用できます。

前田委員

7番について、太陽光設備の管理会社の多くは、鈴鹿市から遠い場所の会社となっているが、管理会社は常時現地を確認しているのですか。

事務局

多くの問題が起こっているのが現状です。関係機関と連携して対応する予定です。

小林委員

7番の周辺農地等を周辺地域等とした方がよいのでは。

事務局

1番の周辺の営農環境、住環境、自然環境等との表現にあわせて、周辺環境としたい。

前田委員

強い除草剤は注意が必要です。田に影響が出た事例があります。

事務局

周辺農地への被害は、事業者の責任で対応をしていただくことになります。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、議事第3は、全員賛成で承認いたします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。